

改正

平成29年4月1日

令和2年9月29日要綱第127号

令和8年3月24日要綱第37号

小田原市飲用井戸衛生管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法令等の規制を受けない飲用井戸の設置者等が行う飲用井戸の自主管理の基準及びこれに対し本市が行う措置等の事項について定め、もって安全で衛生的な飲用水の確保を図ることを目的とする。

(対象施設等)

第2条 この要綱において対象とする施設は、水道法（昭和32年法律第177号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）及び小田原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年小田原市条例第25号）の適用を受けない本市の区域内の飲用井戸（食品衛生施設、給食施設、宿泊施設、公衆浴場及びプールに設置されたものを除く。）とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲用井戸 地下水、表流水又は湧水（以下「地下水等」という。）を水源とする個人用飲用井戸及び業務用飲用井戸をいう。
- (2) 個人用飲用井戸 専ら一戸の住宅に居住する者に対して、井戸、導管その他の工作物により飲用水を供給する施設をいう。
- (3) 業務用飲用井戸 学校、病院、官公庁、店舗、工場その他の事業所等に対して、井戸、導管その他の工作物により飲用水を供給する施設をいう。
- (4) 設置者等 飲用井戸の所有権を有する者又は維持管理の責任を有するものをいう。

(自主管理基準等)

第4条 設置者等は、飲用井戸を次に掲げる基準によって管理するものとし、市長は、当該基準について、必要に応じて設置者等に対し助言するものとする。

- (1) 別表に掲げる飲用井戸自主管理基準（以下「自主管理基準」という。）に基づき、自らの責任において適切な維持管理を行うこと。
- (2) 飲用井戸が汚染されたとき、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかに市に連絡すること。
- (3) 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、市に連絡するとともに、次の措置を講ずること。
 - ア 利用者に対し、給水を停止した理由を速やかに説明し、理解と協力を求める。
 - イ 汚染原因の調査及び必要な措置を速やかに行う。
 - ウ 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行い、飲用水の安全性を確認してから給水を開始する。

(汚染が判明した場合の措置)

第5条 市長は、前条第2号及び第3号の規定により、設置者等から連絡を受けた場合又は飲用井戸の汚染を発見した場合は、次の措置を速やかに講ずるものとする。

- (1) 設置者等が行う汚染原因の調査及び必要な措置に係る助言を行うとともに、必要に応じて、現地調査を行い、その内容を神奈川県又は関連自治体に連絡すること。
- (2) 必要に応じて、神奈川県又は関連自治体の協力を得て、前号の調査を行うこと。

(連携・協力体制の構築)

第6条 市長は、前条各号に掲げる措置及び神奈川県その他の関連自治体から地下水等の汚染事故の情報提供を受けたときの対応を円滑に行うため、神奈川県その他関連自治体と地域の実情に即して連携し、及び協力する体制を構築し、これを維持するものとする。

(啓発)

第7条 市長は、次に掲げる事項に基づき、飲用井戸の衛生確保に係る啓発を図るものとする。

- (1) 設置者等へ自主管理基準の周知を図るため、市のホームページ等を活用するなど、本市の区域における広報活動を行うこと。
- (2) 通常の巡回指導その他機会あるごとに設置者等に対し、自主管理基準の遵守についての啓発に努めること。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、法令等の規制を受けない飲用水の衛生管理に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月29日要綱第127号）

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和8年3月24日要綱第37号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

飲用井戸自主管理基準

給水開始前 水質検査	給水開始前に、給水栓における全項目水質検査を行い、検査結果を1年間保存する。
塩素消毒	井戸水の水質検査の結果から判断して、必要に応じて行う。
清潔の保持	(1) 飲用井戸には、必要に応じて、柵の設置又は施設等及び動物が施設に立ち入って井戸水を汚染するのを防止するための措置を講ずる。 (2) 飲用井戸の清掃等を行って常に清潔にし、井戸水の汚染防止に努める。
水質検査	(1) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味の異常の有無に関する調査を随時行う。 (2) 給水栓における残留塩素の濃度(0.1mg/L以上)の確認を随時行う。 (3) 給水栓における定期水質検査を、毎年1回、定期に行う。 (4) 給水栓における水に異常を認めたときは、臨時水質検査を速やかに実施する。

備考

- 1 「全項目水質検査」とは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）についての検査を行う。
- 2 「定期水質検査」とは、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）その他周辺の水質検査結果から判断して特に必要となる事項についての検査をいう。
- 3 「臨時水質検査」とは、飲用井戸から給水される水に異常を認めたとき、臨時に行う水質検査のうち必要な事項についての検査をいう。